

1. 「評価」改善の流れのベースにあるもの…それは？

「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」教育課程審議会答申(概要) (H12.12.4)

第1章 評価の機能とこれからの評価の基本的な考え方

第1節 評価の機能と今後の課題

学校が児童生徒の学習状況等の評価を行うことは、公の教育機関である学校の基本的な責務であり、各学年、各学校段階等の教育目標を実現するため、学校及び国・地域における児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の評価を、それぞれの段階において充実させることが重要。

第2節 これからの評価の基本的な考え方

- (1) 学力については、知識の量のみでとらえるのではなく、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることはもとより、それにとどまることなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえることが必要。
- (2) このため評価においては、学習指導要領が示す目標に照らしてその実現状況を見る「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」を一層重視し、児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを評価する個人内評価を工夫することが重要。 → 2. で詳しく！
- (3) また、学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら展開するものであり、**指導と評価の一体化**を図るとともに、評価方法の工夫改善を図ること、学校全体としての評価の取組を進めることが重要。

第2章 指導要録の取扱い

(1) 指導要録の基本的な性格及び機能

児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿という指導要録の基本的な性格は維持。

(2) 指導要録改善の基本方針等

指導要録の様式については、現行の様式を基本的に維持した上で、主に次のような改善を図る。なお、指導要録の様式について参考様式例を示すが、各教育委員会等において、これを参考として、地域の実情等に応じて工夫し、所管の学校の指導要録の様式を定めることが大切。

1) 各教科の学習の記録

・小・中学校の観点別学習状況については、現行の四つの観点により実現の状況を3段階で評価することを基本的に維持し、各教科の観点の具体的な示し方については必要な見直しを行う。

・評定については、現在、小・中学校において、いわゆる絶対評価を加味した相対評価とされているが、これを目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に改める（なお、高等学校については現行同様、目標に準拠した評価とする）。 以下省略

第3章 児童生徒の学習状況を客観的に評価するための方策

第1節 児童生徒の学習状況の評価規準、評価方法等の研究開発

- (1) 各学校における児童生徒の評価を客観的で信頼できるものにするため、学習指導要領に基づいて児童生徒の学習の到達度を評価するための評価規準、評価方法等を関係機関において研究開発し、各学校における評価規準の作成に活用できるようにすることが必要。その際、思考力、判断力、表現力や自ら学ぶ意欲、態度など、学習指導要領に示す目標に照らして適切に評価できるものにする必要がある。
- (2) 評価に当たりできるだけ客観的な評価ができるよう、評価規準等と併せて、児童生徒のレポートや作品など学習状況の事例を盛り込んだ評価事例集の作成や、教員に対する評価に関する研修の充実が大切。
- (3) 各学校における評価に関する研究を進め、教員間の共通理解を図るとともに、関係機関において研究開発された評価規準等を参考に、評価規準の改善を図ることが望まれる。このため国においては、国立教育政策研究所において、早急に評価規準等の研究開発を進めることが必要。

2. 指導要録での評価の扱い（評価の充実のための具体的方策として…）

国立教育政策研究所「評価規準・評価方法等の研究開発（報告）」（H16.3.24）より

① 「指導要録の取り扱い」について、ちょっと詳しく！

（高等学校の指導要録）

高等学校の各教科・科目の評定については、従来から、目標に準拠した5段階評価とされており、現行の評価方法を維持することとする。この場合、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていく必要がある。

また、各学校における評定が客観的で信頼できるものであることが重要であり、小・中学校と同様、生徒の学習の状況を客観的に評価するための評価規準の研究開発などの取組を進める必要がある。

「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」教育課程審議会答申（H12.12.4）

② 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定の記録

文部科学省においては、教育課程審議会答申の提言内容を受け、平成13年4月27日付で初等中等教育局長から「指導要録の改善通知」を発出した。

「指導要録の改善通知」においては、新学習指導要領の下での指導要録に記載する事項等として、高等学校の各教科・科目等の学習の記録などの各欄の記入方法等が示されている。

評定の記入方法（新）

各教科・科目の評定は、各教科・科目の学習についてそれぞれ5段階で表し、5段階の表示は、5，4，3，2，1とする。

その表示は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、

「十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの」：5

「十分満足できると判断されるもの」：4

「おおむね満足できると判断されるもの」：3

「努力を要すると判断されるもの」：2

「努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの」：1 とする。

評定に当たっては、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、5段階の各段階の評定が個々の教師の主観に流されて客観性や信頼性を欠くことのないよう学校として留意する。

その際、別添3に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、この観点を十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方の工夫・改善を図ることが望まれる。



このように、今回の「指導要録の改善通知」においては、「目標に準拠した評価（絶対評価）」を進めるにあたり、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点による評価を行うべきことが明確に記述されるとともに、評価の在り方の工夫・改善を図る方策として、「具体的な評価規準を設定する」ことが初めて取り上げられることとなった。→ 研究しなさい！というわけ…

3. 「評価規準」について … キーワードの説明！

① 評価規準とは

- 評価規準とは、学習指導要領の目標に照らして、生徒の学習の実現状況を適切に把握するための「ものさし」にあたるもの。評価規準は、生徒一人一人が、各教科の単元（題材）の学習目標に照らして、どこまで実現したかを4観点ごとに、適切に評価する（目標に準拠した評価＝絶対評価）ために導入された。
- 評価規準は「おおむね満足できる」状況について設定し、それに照らして「十分満足できる」状況や「努力を要する」状況を判断するのが適当であろう。

小学校教育課程一般指導資料（H5.9.）